

奈良県告示第百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、次のとおり介護機関の指定をした。

令和四年七月五日

奈良県知事 荒井正吾

株式会社 山和タン ス店	大和郡山市堺 町三三	名称	主たる事務 所の所在地	指定訪問看護事業者等又 は居宅介護事業者若しく は居宅介護支援事業者
				訪問看護ステーション等 又は居宅介護事業所若し くは居宅介護支援事業所
ケアプラ ンセンタ ー山和	大和郡山市堺 町三三	名称	所在地	居宅サービスの 種類
	令和四年七 月一日			指定年月日